

第4期えりも町障がい者計画
第7期えりも町障がい福祉計画
(第3期えりも町障がい児福祉計画を含む)

令和6年3月
北海道えりも町

「障害」の平仮名表記の取扱い等について

えりも町では、平成18年5月から「障害」の表記を次のとおり取り扱うことにしています。

1 表記の取扱い

- (1) 「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は、平仮名表記とする。
- (2) 法令や固有名称などの表記は、従来どおりとする。
 - ア 国の法令やこれらにより定義されている固有名称、北海道の条例・規則、機構、施設、計画、事業等の固有名称として使用されている場合
 - イ 医療用語等の専門用語として使用する場合
 - ウ 「高齢者・障害者」など文章全体のバランスを要する場合等

2 対象とする文書

- (1) 新たに作成・発出する公用文
- (2) 住民等に対する啓発資料等（新たに作成又は更新する広報、リーフレット、パンフレット、ホームページ等）
- (3) 会議資料、説明資料

3 「障害」の平仮名表記の文例等

区 分		文 例 等
変更例	・単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合	・障 害 者 ⇒ 障がい者 ・身体障害者 ⇒ 身体障がい者 ・知的障害者 ⇒ 知的障がい者 ・精神障害者 ⇒ 精神障がい者
変更しない例	・法令や条例等に基づく制度や施設名等 ・計画名 ・事業等の固有名称 ・医療用語等の専門用語 ・変更することが不適切な場合	・障害者基本法・身体障害者手帳 ・北海道立心身障害者総合相談所 ・障害者基本計画 ・重度心身障害者医療給付事業 ・肝機能障害・じん臓機能障害 ・「高齢者・障害者」という文言などバランスを欠くとき

目次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 障がい者の範囲	2
第2章 障がいのある人の状況	
1 人口の推移	3
2 障がい者（児）の状況	4
第3章 障がい者計画	
第1節 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	6
2 計画の目標及び体系	6
第2節 施策の方向と主要施策	
第1項 地域生活の支援体制の充実	
1 生活支援	6
2 保健・医療	7
第2項 自立と社会参加の促進	
1 療育・教育	8
2 就労支援	9
3 社会参加	9
第3項 バリアフリー社会の実現	
1 権利擁護・理解の促進	10
2 生活環境	10
3 情報・コミュニケーション	11
第4章 障がい福祉計画	
第1節 成果目標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	13
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
3 地域生活支援拠点の整備	13

4	福祉施設から一般就労への移行	14
5	障がい児支援の提供体制の整備	14
6	医療的ケア児等への支援	14
7	相談支援体制の充実・強化等	14
8	障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	14
第2節 障がい福祉サービスの見込量と確保策		
1	訪問系サービス	15
2	日中活動系サービス	16
3	居住系サービス	18
4	相談支援	19
5	障がい児支援	20
第3節 地域生活支援事業		
1	地域生活支援事業の見込量と確保策	22
第4節 計画の推進体制		
1	計画の推進管理	25
資料編		26

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

国は、平成23年8月「障害者基本法」を改正し、障がいのある人もない人もお互いを尊重し、一人ひとりを大切にする共生社会の実現を目指すことを掲げました。以降、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年4月には、これまでの「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行し、障がい者の範囲の見直しや支援の拡大、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定（平成28年4月施行）するなど、障がい者支援に対する様々な法体制の整備が図られています。

当町においては、平成30年3月に「第3期障がい者計画」、令和3年3月に「第6期障がい福祉計画」を策定し、計画的な障がい者福祉施策を推進しているところですが、両計画がともに令和5年度に期間満了となることから、国や道が進める障がいに関する施策と整合性を図りながら、障がいのある人が抱える課題に取り組む指針として新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する障がいのある人の支援等に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する障がい福祉サービス等の必要な量の見込みやサービス提供体制の確保の方策を定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する障がい児通所支援等の必要な量の見込みやサービス提供体制の確保の方策を定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

3 計画期間

えりも町障がい者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、えりも町障がい福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、障がい児福祉計画は障がい福祉計画と一体のものとして策定します。

区分/年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
障がい者計画	第4期						第5期					
障がい福祉計画	第7期			第8期			第9期			第10期		
障がい児福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期		

4 障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人とします。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などのその他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

なお、障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの対象となる障がい者を次のように定義しています。

区 分	障害者（18歳以上）	障害児（18歳未満）
身体障害	身体障害者福祉法第4条	児童福祉法第4条第2項
知的障害	知的障害者福祉法	
精神障害 (発達障害を含む。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条 (発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)	
難 病	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者	

第2章 障がいのある人の状況

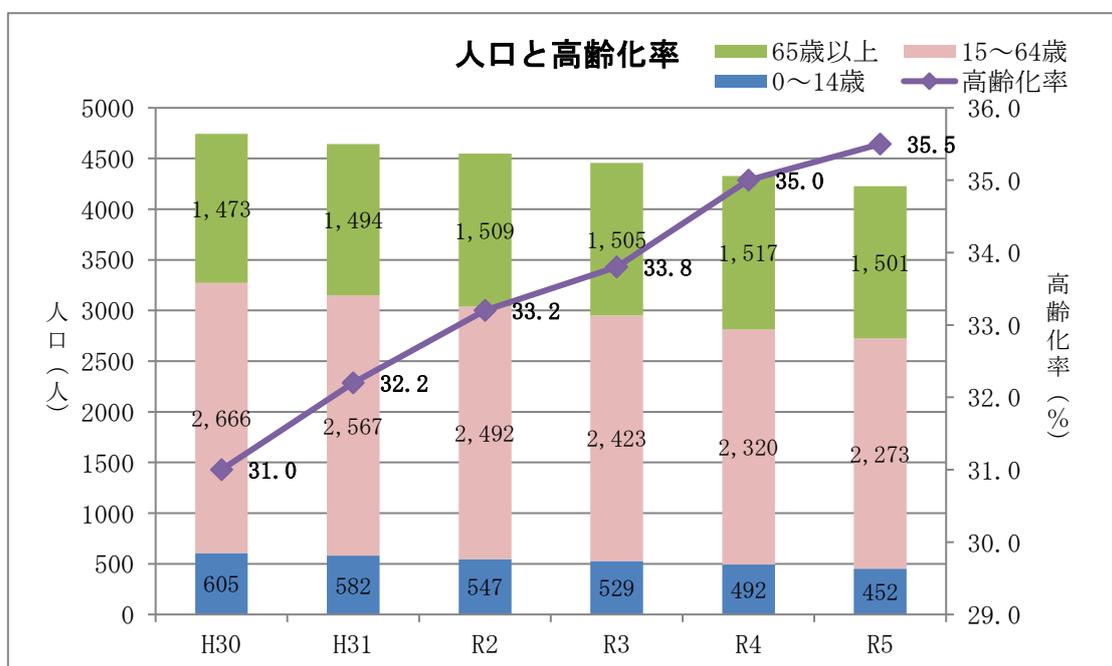
1 人口の推移

当町の令和5年3月末の人口は4,226人で、平成30年3月末と比較すると518人（10.9%）の減少となっています。

年齢3区分別人口で比較すると、老年人口（65歳以上）はゆるやかに増加していますが、それ以上に年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少しているため、高齢化率は35%を超えています。

○各年3月末の住民基本台帳人口 (単位；人、%)

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
総数	4,744	4,643	4,548	4,457	4,329	4,226
0～14歳	605	582	547	529	492	452
15～64歳	2,666	2,567	2,492	2,423	2,320	2,273
65歳以上	1,473	1,494	1,509	1,505	1,517	1,501
高齢化率	31.0	32.2	33.2	33.8	35.0	35.5



2 障がい者（児）の状況

(1) 身体障がい者の状況

令和5年3月末の身体障害者手帳の交付者数は234人で、平成30年3月末と比較すると53人（18.5%）の減少となっていますが、対人口比率は5.5%台で推移しています。

障がい区分別に見ると下肢の障がい者が約半数（43.2%）を占めており、等級別では1級と4級の割合が高くなっています。

○各年3月末の手帳交付者数

（単位；人、%）

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	
視 覚	11	12	9	10	10	10	
聴 覚	14	12	14	16	13	14	
平衡機能	0	0	0	0	0	0	
音声・言語	2	3	3	2	1	1	
肢 体 不 自 由	上 肢	45	41	39	33	36	35
	下 肢	138	131	128	112	107	101
	体 幹	9	7	6	7	7	5
	上肢機能	3	3	3	0	0	0
	移動機能	2	2	2	2	2	3
内 部 障 がい	心臓機能	38	40	40	43	44	44
	じん臓機能	18	17	17	15	15	15
	呼吸器機能	2	3	3	2	1	3
	ぼうこう・直腸	4	3	3	5	4	3
	小腸機能	1	0	0	0	0	0
	免疫機能	0	0	0	0	0	0
合 計	287	274	267	247	240	234	
18歳未満	2	2	1	2	1	1	
18～64歳	62	66	72	78	85	86	
65歳以上	223	206	194	167	154	147	
対人口比率	6.0	5.9	5.8	5.5	5.5	5.5	

○等級別手帳交付者数

（単位；人）

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
1 級	89	85	85	76	76	77
2 級	33	34	33	30	29	27
3 級	52	49	44	38	37	37
4 級	77	69	67	69	65	62
5 級	24	26	26	22	22	21
6 級	12	11	12	12	11	10

(2) 知的障がい者の状況

令和5年3月末の療育手帳の交付者数は50人で、平成30年3月末と比較すると9人(18.0%)の増加となっています。A、B区分とも緩やかですが増加傾向にあります。

○各年3月末の手帳交付者数 (単位；人、%)

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
A(最重度・重度)	33	32	29	34	35	34
B(中度・軽度)	20	22	24	24	23	24
合 計	53	54	53	58	58	58
18歳未満	12	14	13	13	10	8
18歳以上	41	40	40	45	48	50
対人口比率	1.1	1.1	1.1	1.3	1.3	1.4

(3) 精神障がい者の状況

令和5年3月末の精神障がい者数は176人で、平成30年3月末と比較すると36人(20.5%)の増加となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数については横ばいとなっています。

○精神障がい者数 (単位；人、%)

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
総 数	140	152	157	163	170	176
対人口比率	2.9	3.2	3.4	3.7	3.9	4.2

(資料；保健所)

○各年3月末の手帳交付者数 (単位；人)

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
1 級	4	4	3	3	3	2
2 級	5	5	6	9	9	9
3 級	5	5	6	7	7	7
合 計	14	14	15	19	19	18

第3章 障がい者計画

第1節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法の基本的理念にのっとり、「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とします。

2 計画の目標及び体系

基本理念の実現を目指し、次の目標を掲げます。

- (1) 地域生活の支援体制の充実
 - ① 生活支援
 - ② 保健・医療
- (2) 自立と社会参加の促進
 - ① 療育・教育
 - ② 就労支援
 - ③ 社会参加
- (3) バリアフリー社会の実現
 - ① 権利擁護・理解の促進
 - ② 生活環境
 - ③ 情報・コミュニケーション

第2節 施策の方向と主要施策

第1項 地域生活の支援体制の充実

1 生活支援

(1) 現状と課題

障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らすことができる地域づくりが大切です。しかし、当町は障がい福祉サービスを提供できる基盤が極めて乏しく、その大部分を町外の事業所に依存しています。そのため、サービス等を利用するために長距離の移動が必要であることや支援が定着しにくいなど、様々な課題があり、地域生活を送るためにどのように支援体制を構築していくか関係機関と検討を進めなければなりません。

(2) 主要施策

① 相談支援体制の充実

当町では、平成24年2月から障がい福祉についての専門的な知識を有する相談支援事業所へ総合的な相談業務を委託し、相談支援体制の充実に努めています。この事業所と連携しながら関係機関との支援ネットワークづくりを進めるとともに、きめ細かな情報の提供や支援に努めます。

② 障がい福祉サービス提供の基盤整備

近隣町の障がい福祉サービス事業所と連携し、ニーズや障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう努めるとともに、介護保険や医療保険など各制度が効果的に利用できるよう関係する部署や機関との連携強化を図ります。

また、町内での通所サービス提供事業所等の開設について、農福連携（農業と福祉の連携）による開設の動きがあることから、その実現に向けて支援を行っていきます。

2 保健・医療

(1) 現状と課題

生涯を通じて障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療に加え、障がいを軽減・除去するための医療制度やリハビリテーションの充実が求められています。

(2) 主要施策

① 障がいの原因となる疾病予防と早期発見体制の整備

妊産婦期から乳幼児期にかけての健康診査や健康相談により母子の健康状態や子どもの特性を把握し、障がいについての知識の普及・情報の提供に努めるとともに早期療育に繋がるよう支援を実施します。

また、成人では高齢を起因とした障がいが増加しているため、各種健診や健康相談を通じて生活習慣病や介護の予防・啓発活動を実施し、疾病の予防と早期発見に努めます。

② こころの健康づくりの推進

ストレスやこころの病気に早く気づき相談することができるよう、正しい知識の普及や相談体制の整備に努めます。

③ 医療体制の充実

自立支援医療制度や重度心身障害者医療制度を通じて、障がいの特性に応じた適正な医療やリハビリテーションが効果的かつ効率的に受けられるよう、関係機関との連携及び情報提供に努めます。

第2項 自立と社会参加の促進

1 療育・教育

(1) 現状と課題

障がいのある子どもの発達を支援するため、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校などあらゆる分野の連携が必要です。乳幼児期から学齢期への円滑な移行や、保護者の方の希望を尊重しながら障がいの特性に配慮した教育の充実が求められています。

(2) 主要施策

① 関係機関と連携した支援体制の充実

母子保健事業等を通じて、発達の遅れや障がいを早期に発見する取組を推進します。また、子育て連携会議、母子保健・教育支援連携会議、町教育支援委員会など関係機関と連携し、乳幼児期から一貫した長期的・継続的な相談支援体制の充実に努めます。

② 児童発達支援事業の充実

児童福祉法に基づく児童発達支援事業等は、主に近隣町の事業所の利用を想定しながら、その提供体制と相談体制の充実に図ります。各関係機関と協力し、それぞれの障がいの特性に応じた支援の提供が行えるよう努めます。また、療育と教育が円滑に移行できるよう、教育機関との連携強化を図ります。

③ 特別支援教育の充実

特別支援学校など関係機関と連携し就学に関する十分な情報提供を行うとともに、児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が受けられるよう努めます。

④ 福祉教育の取組

障がいのある人への理解を深めてもらうため、福祉教育への取組を行います。

2 就労支援

(1) 現状と課題

就労は、生活基盤を構成する大きな要素です。しかし、当町では雇用の場の確保が非常に厳しい状況にあります。障がいのある人がその程度や種別、年齢などに関わらず働くことができるよう、国の施策を中心として雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

(2) 主要施策

① 障がい者雇用施策の情報提供

障がいのある人の雇用に対し、国や北海道が実施している施策や制度について情報提供を行い、企業などへ障がい者雇用の理解促進を図ります。

② 就労についての支援体制の充実

福祉的就労を行う就労支援事業所や相談支援事業所などと協力し、障がいのある人が安定した就労ができるよう、相談支援の充実を図ります。また、就労の場の確保に向け、町内の企業や団体との連携を図ります。

③ 福祉的就労への支援

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく物品等の調達方針を定め、福祉的就労の場の確保と就労する障がい者等の自立促進を図ります。

④ 就労支援ネットワークの強化及び障害福祉サービス事業所の開設

地域で暮らす障がいを持った方の社会参加及び生産機会の提供を図るため、関係機関等と連携した支援体制を構築し、本計画期間中、町内において障がい福祉サービスの提供が可能となることを目標とします。

3 社会参加

(1) 現状と課題

障がいのある人もない人も、様々な活動を通じた社会とのつながりは、自己の確立とともに生活に豊かさを与えてくれます。そのため、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが必要です。

(2) 主要施策

① 社会参加の環境整備と支援

スポーツや文化活動を通じ活動の場が確保されるよう、関係部署と協力し、障がいがある人の生涯学習などへの参加を支援します。また、障がい者支援団体の活動に対し支援を行います。

第3項 バリアフリー社会の実現

1 権利擁護・理解の促進

(1) 現状と課題

障がいのある人が、安心して暮らすことができる社会を実現するためには、障がいに対する理解を社会全体に広めることが必要です。偏見と差別のない地域を目指し、住民一人ひとりが障がいについての正しい知識と認識を深められるよう、広報啓発の推進が重要です。

(2) 主要施策

① 権利擁護・虐待防止のための支援体制の整備

成年後見制度利用支援事業や虐待防止など、障がいがある人の権利の擁護に関する相談支援の充実・啓発とともに、犯罪や悪徳商法による被害を未然に防止するため、地域での見守り体制構築に努めます。

② 障がいを理由とする差別の解消等の促進

障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮の提供など、障がいについての理解を深めるためあらゆる機会を通じて普及・啓発に関する取組を推進します。

2 生活環境

(1) 現状と課題

障がいのある人が、安心して自立した生活を送るためには、まち全体が障がいのある人にとって利用しやすい環境が求められます。

国における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や北海道における「北海道福祉のまちづくり条例」などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった地域特性に加え、強風や坂道の多さといった当町の地理的要因などを踏まえ、今後とも、ノーマライゼーションの実現のため、バリアフリーを基本としたまちづくりの推進が必要です。

(2) 主要施策

① 住環境整備の促進

高齢者や障がいのある人が安心して居住できるよう、町公営住宅等の整備基準に基づいた公営住宅の整備を進めます。

また、障がいのある人が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるよう、住宅内の手すりなど日常生活用具の利用を促進します。

② 公共施設のバリアフリー化の推進

新築や改築する公共施設のみならず、既存の施設についてもスロープの設置などバリアフリー化の推進を図ります。

公園や道路は、必要性や緊急性を踏まえた重点的な箇所を、障がい者が利用しやすいものに整備するよう努めます。

③ 移動手段の確保

障害者手帳による公共交通機関やタクシーの運賃割引制度の周知や、移動に伴う身体的な負担を軽減するため、障害者総合支援法に基づく居宅介護又は地域生活支援事業による乗降介助等を実施します。

また、福祉有償運送事業に対する助成や障がい福祉サービス利用者交通費助成事業の継続により、障がいのある人の移動手段の確保と負担軽減を図ります。

④ 防災・防犯対策の推進

地震や津波などの自然災害や火災時における支援を必要とする障がいのある人の安全を確保するため、自治会や消防団、消防署などの関係機関と連携した安否確認や避難誘導を円滑に行うための体制整備を進めます。

また、障がいのため判断能力が不十分の人が、犯罪などに遭わないよう関係機関との連携による相談支援体制の充実に努めます。

3 情報・コミュニケーション

(1) 現状と課題

近年のICT（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、多様な社会参加の促進などにも寄与することが期待されています。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や点字、手話、要約筆記の普及などが求められています。

(2) 主要施策

① 情報バリアフリーの推進

ウェブアクセシビリティに沿ったホームページによる情報発信、障がいに対応した情報コミュニケーション機器等の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。

② 福祉電話設置事業の推進

障がいや高齢などによって、一般の電話による通報が困難な人に対して、緊急通報システムや福祉電話の設置（貸与）を推進します。

③ コミュニケーション支援の充実

聴覚障がい者に対する手話通訳者派遣事業の実施や視覚障がい者に対する点字図書等の情報提供など、コミュニケーション支援の充実に努めます。

第4章 障がい福祉計画

第1節 成果目標

障がい福祉計画では、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援等に関する令和8年度末の成果目標を設定します。

成果目標は、国の基本指針、北海道の計画等策定指針を踏まえながら、当町のサービス利用実績等を考慮して設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者15人のうち、令和8年度末までに1人が地域生活に移行することを目標とします。また、施設入所者数については、1人減少することを目標とします。

項目	数値
令和4年度末の施設入所者数	15人
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人
令和8年度末の減少見込数	1人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された体制の構築が求められています。

このことから、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に向けて管内各町及び関係機関とともに検討を進めます。

3 地域生活支援拠点の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の強化が求められています。

このことから、管内各町及び関係機関と連携し、地域生活支援拠点の整備に向けて検討を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に1人が一般就労に移行することを目標とします。

項 目	数 値
令和4年度の一般就労移行者数	0人
令和8年度末の一般就労移行者数	1人

(2) 就労移行支援事業の利用者数等

就労移行支援事業所は1人が利用することを目標とします。

項 目	数 値
令和4年度末の就労移行支援事業所利用者数	0人
令和8年度末の就労移行支援事業所利用者数	1人

5 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、管内各町及び関係機関等と圏域での設置に向けて連携を図ります。

6 医療的ケア児等への支援

重症心身障がい児や医療的ケア児とその家族が地域において安心して生活することができるよう、充実した支援体制を構築するための協議の場が必要とされています。

このことから、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等を総合的に支援する体制を整備するため、関連機関と連携し、検討を進めます。

7 相談支援体制の充実・強化等

当町は基幹相談支援センターを設置していませんが、寄せられた個別事例について、自立支援協議会及び関係機関等と連携し支援に努めます。

また当町には相談支援事業所がなく、今後も開設の見通しは難しい状況ですが、平成23年2月に浦河町の事業所に総合的な相談業務を委託しています。これを継続することで相談支援体制の確保を図ります。

8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

北海道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加を促しながら、サービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所、協議会及びその他関係機関と連携を図り、サービスの質の向上に努めます。

第2節 障がい福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス

(1) サービス種別と内容

居宅介護	居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害により常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、家事援助、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出に同行し、情報の提供や移動の援護等、必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービスの実績と見込量

種別	区分	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	見込	利用時間(時間/月)	37	37	37	37	37	37
		利用者数(人)	3	3	3	3	3	3
	実績	利用時間(時間/月)	25	32				
		利用者数(人)	5	4				
重度訪問介護	見込	利用時間(時間/月)	0	0	0	60	60	60
		利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
	実績	利用時間(時間/月)	0	0				
		利用者数(人)	0	0				
同行援護	見込	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用時間(時間/月)	0	0				
		利用者数(人)	0	0				
行動援護	見込	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用時間(時間/月)	0	0				
		利用者数(人)	0	0				
重度障害者等包括支援	見込	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用時間(時間/月)	0	0				
		利用者数(人)	0	0				

(3) サービスの現状と見込量の確保策

訪問系サービスは、在宅において提供されることを基本としたサービスです。現在の利用は居宅介護のみで、町内在住で家事援助を受けている方と町外のグループホームに入居し通院等介助を受けている方の2人です。

町内で居宅介護・重度訪問介護の指定を受けているのは1事業所のみであり、障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう引き続き事業所との連携強化に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービス種別と内容

療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な身体障がい者に、一定期間、必要な訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上のため支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者に、一定期間、必要な訓練等の支援を行います。
宿泊型 自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者に、一定期間、居住の場を提供して就労等からの帰宅後における家事等の日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望し、通常の事業所に雇用されることが見込まれる65歳未満の障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等での就労が困難な障がい者で、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満(利用開始時)の人に生産活動の機会の提供や一般就労に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約なしで、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活に課題が生じている人に、関係機関等との連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
短期入所	居宅において介護を行う人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。 《福祉型…障害者支援施設等において実施》 《医療型…病院・診療所・介護老人保健施設において実施》

(2) サービスの実績と見込量

種 別	区分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
療養介護	見込	利用者数(人)	4	4	4	4	4	4
	実績	利用者数(人)	4	4				
生活介護	見込	利用者数(人)	20	20	21	22	22	22
		利用量(人日/月)	460	460	483	506	506	506
	実績	利用者数(人)	19	19				
		利用量(人日/月)	338	345				
自立訓練 (機能訓練)	見込	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者数(人)	0	0				
		利用量(人日/月)	0	0				
自立訓練 (生活訓練)	見込	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者数(人)	0	0				
		利用量(人日/月)	0	0				
宿泊型 自立訓練	見込	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者数(人)	0	1				
		利用量(人日/月)	0	30				
就労移行支援	見込	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
		利用量(人日/月)	0	0	0	20	20	20
	実績	利用者数(人)	0	0				
		利用量(人日/月)	0	0				
就労継続支援 (A型)	見込	利用者数(人)	1	1	1	2	2	2
		利用量(人日/月)	20	20	20	40	40	40
	実績	利用者数(人)	1	1				
		利用量(人日/月)	22	21				
就労継続支援 (B型)	見込	利用者数(人)	16	18	19	20	20	20
		利用量(人日/月)	368	414	437	400	400	400
	実績	利用者数(人)	18	19				
		利用量(人日/月)	232	291				
就労定着支援	見込	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者数(人)	0	0				
短期入所 (福祉型)	見込	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
		利用量(人日/月)	0	0	0	10	10	10
	実績	利用者数(人)	1	1				
		利用量(人日/月)	9	8				

短期入所 (医療型)	見込	利用者数(人)	2	2	2	2	2	2
		利用量(人日/月)	8	8	8	8	8	8
	実績	利用者数(人)	2	1				
		利用量(人日/月)	3	2				

(3) サービスの現状と見込量の確保策

当町には、日中活動系サービスを提供する事業所はありません。このため、町外の居住系サービスと組み合わせた利用が多い状況ですが、最近では町内の自宅から、家族や町が事業者への委託により実施する送迎サービスで町外の事業所へ通所しサービスを利用する方も増えています。

このことから、今後も障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係機関と連携し、サービス提供体制と見込量の確保を図ります。

また、町外の事業所への通所に係る交通費の助成や、町の送迎サービスにより引き続き移動手段の確保に努めます。

3 居住系サービス

(1) サービス種別と内容

自立生活援助	施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に、定期的な居宅訪問や随時の対応により居宅における日常生活上の諸問題解決に向けた必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行います。
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行い、入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人には介護サービスも提供します。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(2) サービスの実績と見込量

種別	区分	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	見込	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者数(人)	0	0				
共同生活援助	見込	利用者数(人)	15	15	16	19	19	19
	実績	利用者数(人)	15	19				
施設入所支援	見込	利用者数(人)	12	12	13	14	14	14
	実績	利用者数(人)	11	10				

(3) サービスの現状と見込量の確保策

当町には、居住系サービスを提供する事業所はなく、今後においても整備されることは難しい見通しです。養護学校等の卒業後の進路や障がい者の高齢化等により、共同生活援助や施設入所支援は今後も利用希望が見込まれることから、サービス提供事業者などの関係機関との連携強化を図ります。

4 相談支援

(1) サービス種別と内容

計画相談支援	障がい福祉サービス申請等に係るサービス等利用計画案を作成し、支給決定後、事業者や関係者との連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等につき、住居の確保、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。

(2) サービスの実績と見込量

種別	区分	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	見込	実利用者数(人)	20	22	24	32	32	32
	実績	実利用者数(人)	39	29				
地域移行支援	見込	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実績	実利用者数(人)	1	1				
地域定着支援	見込	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実績	実利用者数(人)	0	0				

(3) サービスの現状と見込量の確保策

当町に相談支援事業所はありませんが、引き続き関係する事業所との連携強化に努めます。

5 障がい児支援

(1) サービス種別と内容

児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	小学校から高等学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を利用中又は利用予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	外出することが困難な重度の障がい等の状態にある障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
福祉型障害児 入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与等の支援を行います。
医療型障害児 入所施設	医療的ケアが必要な障がいのある児童を入所させて、障害児入所支援及び治療を行います。
障害児 相談支援	障がい児通所支援の申請等に係るサービス等利用計画案を作成し、支給決定後、事業者や関係者との連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。

(2) サービスの実績と見込量

種別	区分	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	見込	利用者数(人)	9	8	8	2	2	2
		利用量(人日/月)	11	10	10	10	10	10
	実績	利用者数(人)	5	4				
		利用量(人日/月)	4	5				
医療型 児童発達支援	見込	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者数(人)	0	0				
		利用量(人日/月)	0	0				
放課後等 デイサービス	見込	利用者数(人)	8	11	12	13	13	13
		利用量(人日/月)	10	13	14	20	20	20
	実績	利用者数(人)	6	7				
		利用量(人日/月)	8	8				

保育所等訪問 支援	見込	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者数(人)	0	0				
		利用量(人日/月)	0	0				
居宅訪問型 児童発達支援	見込	利用者数(人)	—	—	—	0	0	0
		利用量(人日/月)	—	—	—	0	0	0
	実績	利用者数(人)	—	—	—			
		利用量(人日/月)	—	—	—			
福祉型障害児 入所施設	見込	利用者数(人)						
	実績	利用者数(人)						
医療型障害児 入所施設	見込	利用者数(人)						
	実績	利用者数(人)						
障害児 相談支援	見込	利用者数(人)	4	4	4	7	7	7
	実績	利用者数(人)	9	6				

(3) サービスの現状と見込量の確保策

当町には、障がい児支援サービスを提供する事業所はありません。現在利用されているサービスは、児童発達支援と放課後等デイサービスであり、支給決定を受けている方は、近隣町の事業所を利用している状況です。

今後も、関係機関や事業所との連携強化・支援による円滑なサービス利用の確保と、通所に係る交通費の補助による移動手段の確保に努めます。

第3節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供するものです。

事業は、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村がそれぞれの判断により実施する「任意事業」があります。当町では、次の事業を展開します。

1 地域生活支援事業の見込量

(1) サービス種別と内容

必須事業	相談支援事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、本人、家族、介護者等からの相談に応じ、情報提供等の必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	身よりがないなど、親族等による後見等開始の審判の申し立てができない障がい者について、町長が代わりに申し立てを行ったり、制度利用のための費用負担が困難な場合は、費用等を助成します。
	意思疎通支援事業	聴覚や言語機能などの障がいのため、意思の疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳者を派遣します。
	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に自立生活支援用具を給付又は貸与します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター事業	障がい者等の通いによる創作的活動、生産活動の機会、社会との交流促進等の機会を提供します。
任意事業	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を提供します。
	生活サポート事業	障がい福祉サービス以外で日常生活に支援が必要な方に対して、ヘルパーの派遣による生活支援や家事援助を行います。

(2) サービスの見込量

種 別	単 位	R6	R7	R8
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	実施個所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	0	0	0
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	実利用者数(人)	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件数(年)	1	1	1
自立生活支援用具	件数(年)	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数(年)	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数(年)	0	0	0
排泄管理支援用具	件数(年)	66	66	66
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数(年)	0	0	0
移動支援事業				
個別支援型	実利用者数(人)	2	2	2
	延利用時間数(時間)	120	120	120
グループ支援型・ 車両移送型	実利用者数(人)	6	6	6
	延利用時間数(時間)	360	360	360
地域活動支援センター事業	実施個所数	1	1	1
	実利用者数(人)	0	0	0
日中一時支援事業	実施個所数	1	1	1
	実利用者数(人)	1	1	1
生活サポート事業	実施個所数	1	1	1
	実利用者数(人)	0	0	0

(3) サービスの現状と見込量の確保策

相談支援事業	当町には相談支援事業所がなく、今後も開設の見通しは難しい状況です。このことから平成23年2月に浦河町の事業所に総合的な相談業務を委託していますが、これを継続することで相談支援体制の確保を図ります。
成年後見制度 利用支援事業	現在、利用見込みはありませんが、関係機関と連携し日頃からニーズを把握するとともに、制度利用に対する周知等に努めます。
意思疎通支援 事業	手話通訳の専門機関である北海道ろうあ連盟と手話通訳者の派遣業務契約を結んでいます。引き続き手話通訳者の確保に努めます。
日常生活用具 給付等事業	引き続き制度に対する情報提供を実施するとともに、障がいの特性等に応じた適正な給付に努めます。
移動支援事業	町内外の事業所に委託することで必要なサービス提供体制の確保に努めます。また、福祉有償運送を実施する事業者に対して補助を行い、人工透析患者の通院手段の安定的な確保と、利用者負担の軽減を図ります。
地域活動支援 センター事業	利用実績、利用見込ともありませんが、引き続きニーズの把握と受け入れ先の確保に努めます。
日中一時支援 事業	引き続き町外の事業所に委託し、障がいの特性に応じたサービス提供体制の確保に努めます。
生活サポート 事業	利用実績、利用見込ともありませんが、引き続きニーズの把握と委託事業所の確保に努めます。

第4節 計画の推進体制

1 計画の推進管理

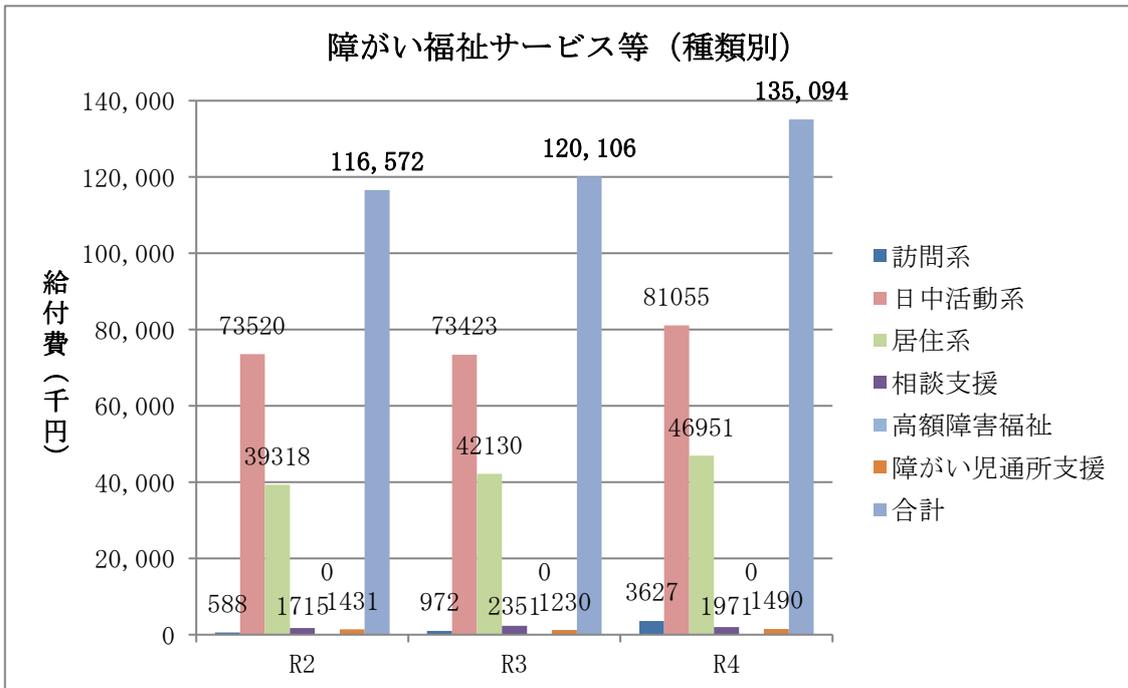
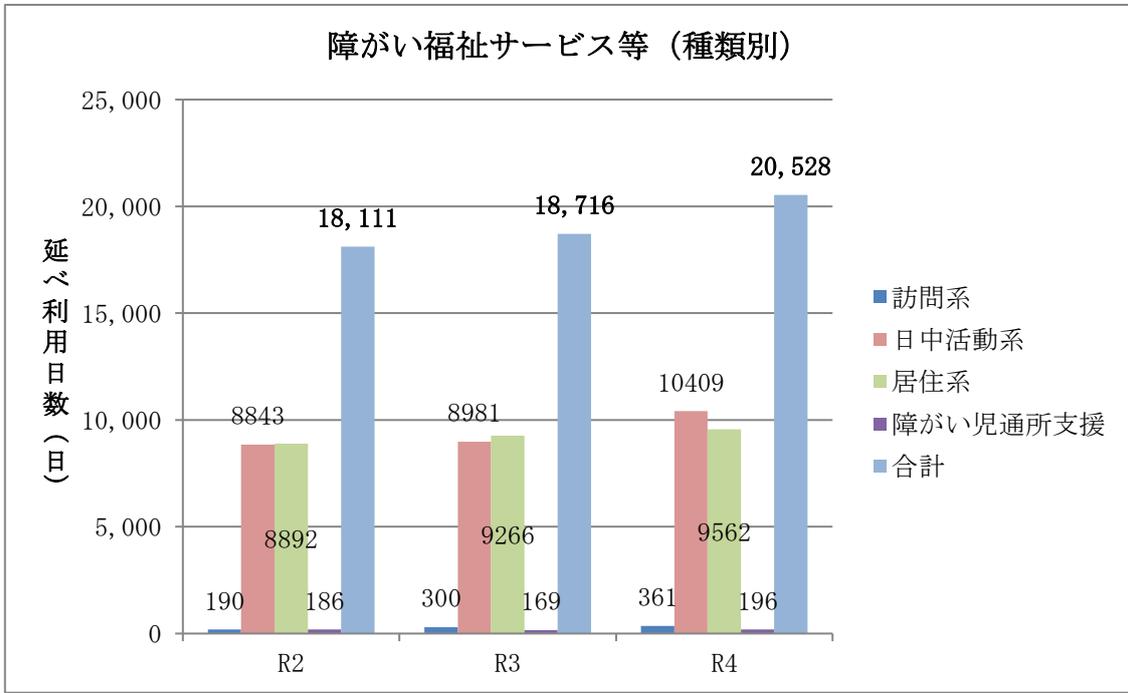
障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など多くの分野にまたがっているため、関係部署や関係機関と連携し、また、えりも町障がい者地域自立支援協議会の意見等を踏まえながら推進します。

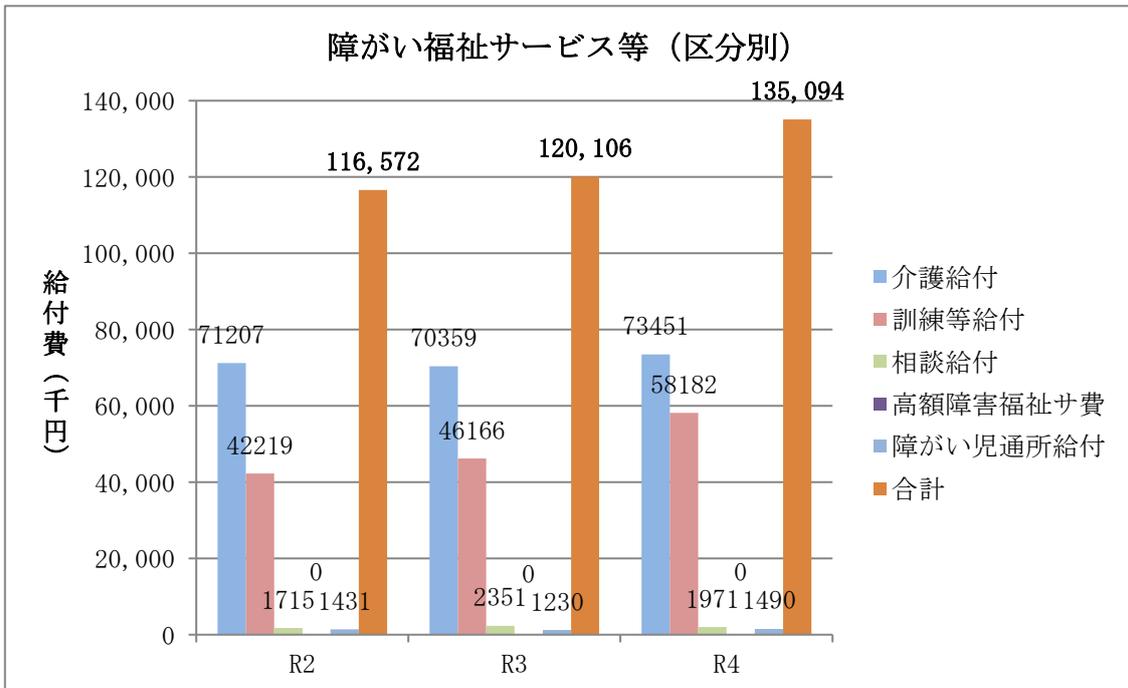
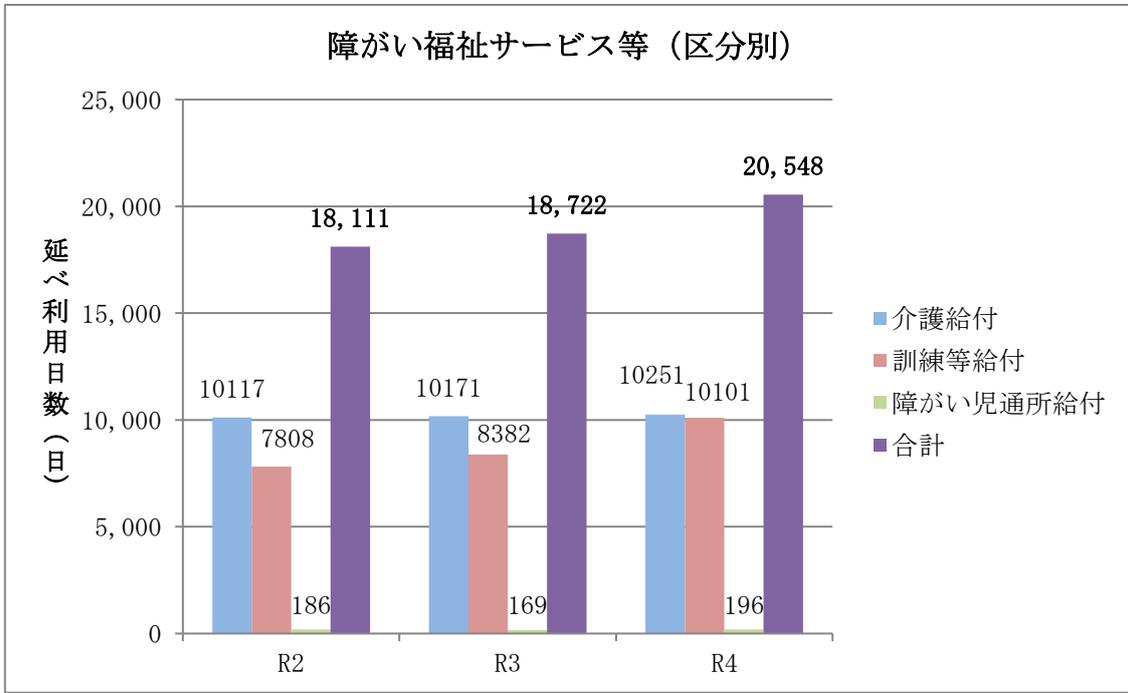
なお、障害者総合支援法や児童福祉法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

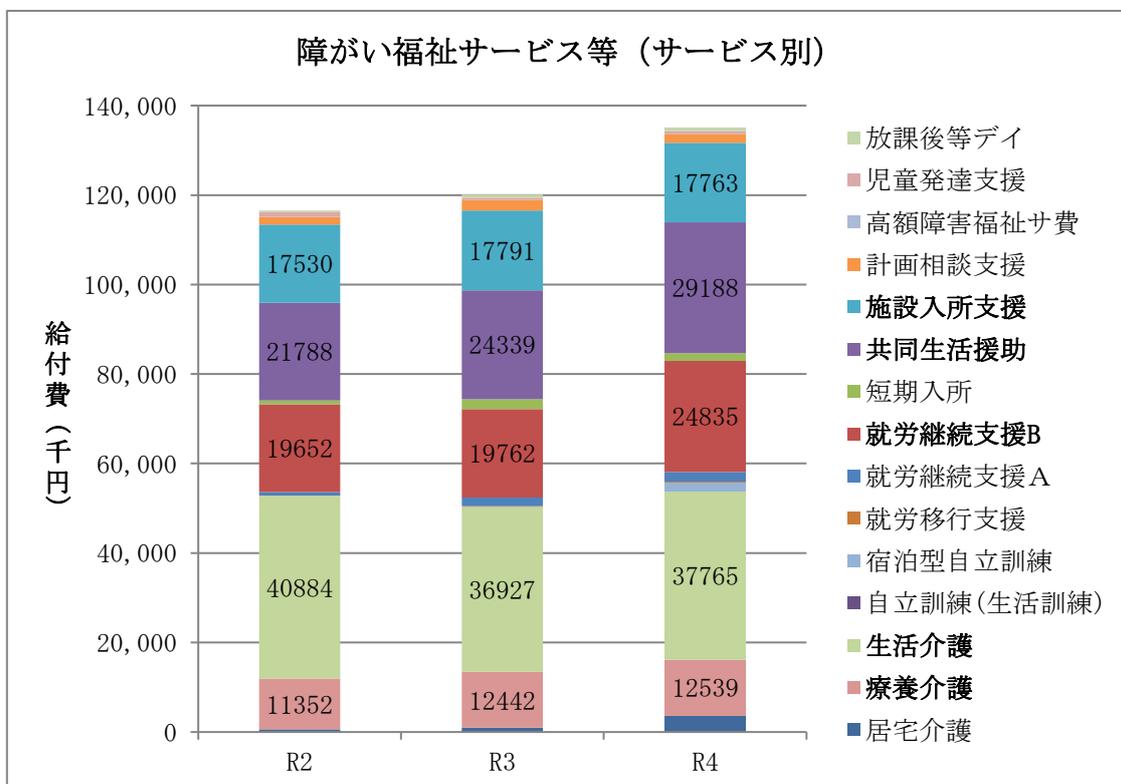
このことから、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めます。



資料編







障害支援区分認定者数

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
令和 2 年度	0	7	7	11	4	11	40
令和 3 年度	0	9	7	13	5	12	41
令和 4 年度	0	8	7	10	5	11	46